

流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る 盛土構造物設置等ガイドライン

平成 2 7 年 4 月
(令和 3 年 4 月改訂)

滋賀県 土木交通部 流域政策局
流域治水政策室

■はじめに■

流域・氾濫原を横断する道路・鉄道等の連続盛土構造物を設置する場合、当該施設が氾濫流をせき止めることとなり、氾濫流の上流側では被害を助長することがあります。一方で、下流側では被害を軽減する場合があります。

そのため、滋賀県では、流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）及び流域治水の推進に関する条例（平成 26 年条例第 55 号 平成 26 年 3 月 31 施行）第 25 条により、大規模な盛土構造物の設置等によって、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならないとする規定を設けています。

本ガイドラインは、流域治水の推進に関する条例第 25 条の目的を達成するため、大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去をしようとする者が、当該盛土構造物の設置等に際して、具体的な事務手順等を明示したものです。

具体的には、大規模な盛土構造物の設置等を行おうとする場合の、

- ①浸水リスクの調査方法
- ②大規模な盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価の技術的基準
- ③手続き規定

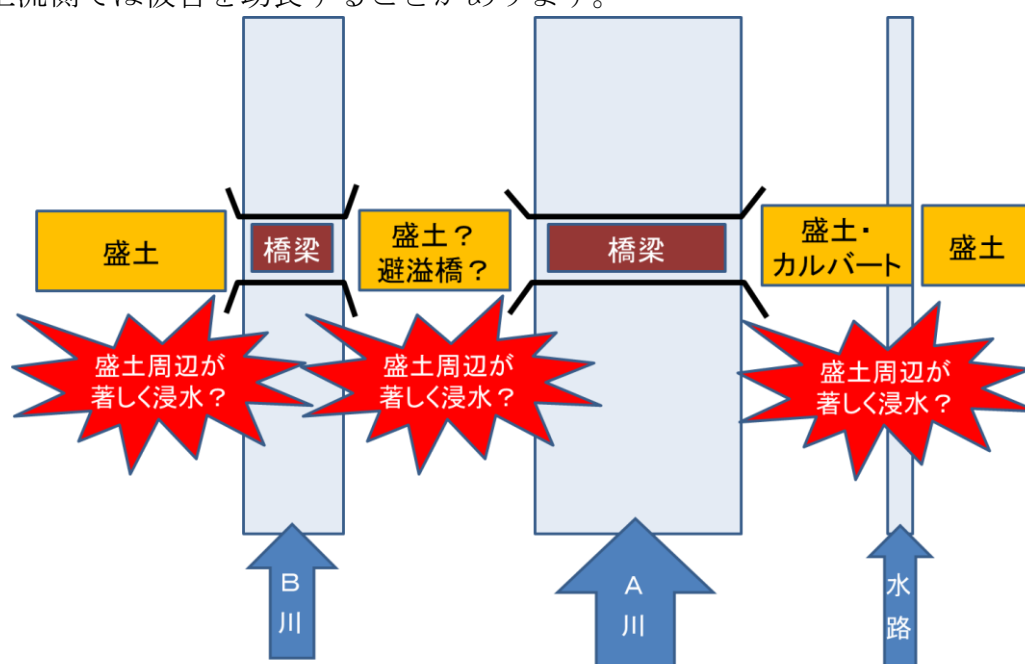
を示しています。

なお、大規模な盛土構造物の設置等を行おうとする者は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、本ガイドラインによる検討結果を説明等に用いるものとします。

解説

（イメージ図）

連続盛土構造物を設置する場合、当該施設が氾濫流をせき止めることとなり、氾濫流の上流側では被害を助長することがあります。



■ガイドライン目次■

1章	目的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2章	適用範囲	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3章	浸水リスクの調査	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
4章	盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価の技術的基準	・・・・	P 8
	① 大規模な盛土構造物の定義	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
	② 著しい浸水被害の定義	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
	③ 地先の安全度を用いた想定浸水深の予測方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
	④ 著しい浸水被害が生じないかどうかの評価方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P20
	⑤ 浸水被害の予測評価を踏まえた必要な措置の検討	・・・・・・・・	P20
5章	手続き規定	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P22

流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る盛土構造物ガイドライン

1章 目的

本ガイドラインは、流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去をしようとする者が、当該盛土構造物の設置等を行う際に配慮する事項について示すものであり、これにより当該盛土構造物が適切に設置され、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないようにすることを目的とする。

解説

<滋賀県流域治水の推進に関する条例（条例第 55 号）>

（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

第 25 条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

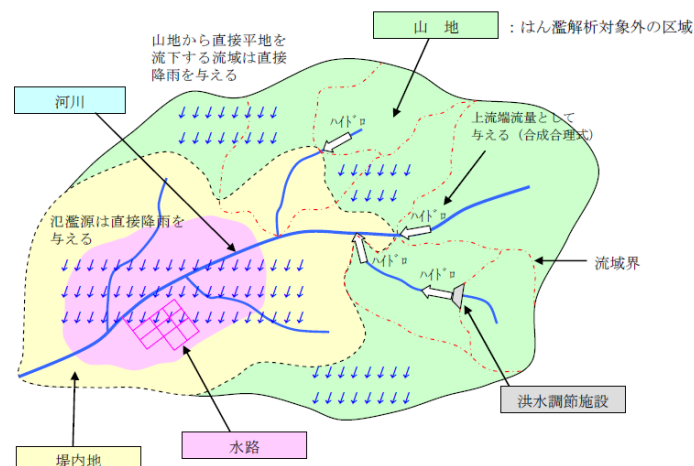
<滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則（規則第 30 号）>

（規則で定める施設）

第 22 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路その他の道路
- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道

※ 氾濫原：河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分をいう。
谷底平野や扇状地、沖積平野、三角州等で洪水時に浸水する範囲も同様に氾濫原といえる。（滋賀県流域治水基本方針 p38 を引用）



2章 適用範囲

本ガイドラインは、盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように、氾濫原において、道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去をしようとする者（以下、「事業者」という。）が、当該盛土構造物を設置等する場合に適用する。

3章 浸水リスクの調査

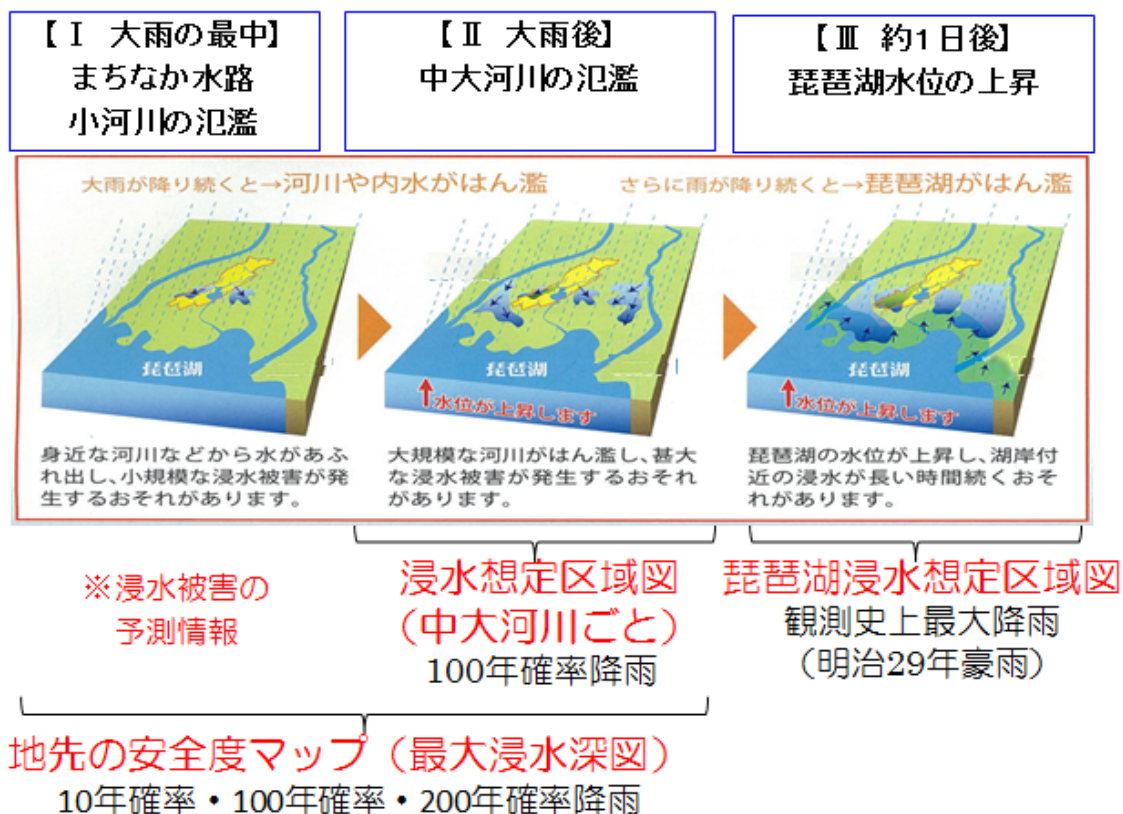
事業者は、大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去をしようとする箇所周辺敷地における水路、中小河川、大河川、琵琶湖等の氾濫による浸水リスクについて、次の方法により調査を行う。なお、調査した結果は、浸水リスク図上に道路計画法線を明示する方法等により、判りやすくとりまとめる。

- ① 地先の安全度マップ（水路、中小河川、大河川の氾濫予測図）
- ② 浸水想定区域図（大河川のための氾濫予測図）
- ③ 琵琶湖浸水想定区域図（琵琶湖が氾濫した場合の予測図）
- ④ 過去の災害履歴資料
- ⑤ 地形図等による集水地形の情報

解説

- 滋賀県における浸水被害の特徴は、大雨時に【Ⅰ大雨直後】、【Ⅱ大雨後】、【Ⅲ約1日後】の3回の浸水リスクがあることです。

滋賀県における浸水被害の特徴



- 県は、上記の場面ごとの浸水リスクの予測情報を公表しており、これらを調査することとします。

①地先の安全度マップ（水路、中小河川、大河川の氾濫予測図）

②浸水想定区域図（大河川のための氾濫予測図）

③琵琶湖浸水想定区域図（琵琶湖が氾濫した場合の予測図）

（①～③の入手先：滋賀県防災情報マップ <http://shiga-bousai.jp/dmap/> ）

（①～③の解析条件等：地先の安全度マップ Q&A 集

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/tisakinoanzendo/files/map_qanda.pdf）

- また、上記の予測情報のほか、④過去の災害履歴資料の情報を調査することも重要です。過去の災害履歴資料は次のサイト等から入手が可能です。

➤ 滋賀県災害誌（滋賀県防災危機管理局）

http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/portal/kanren/bousai_chishiki/bousai_chishiki_idx.html

➤ 滋賀県水害情報発信サイト（滋賀県流域治水政策室）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/>

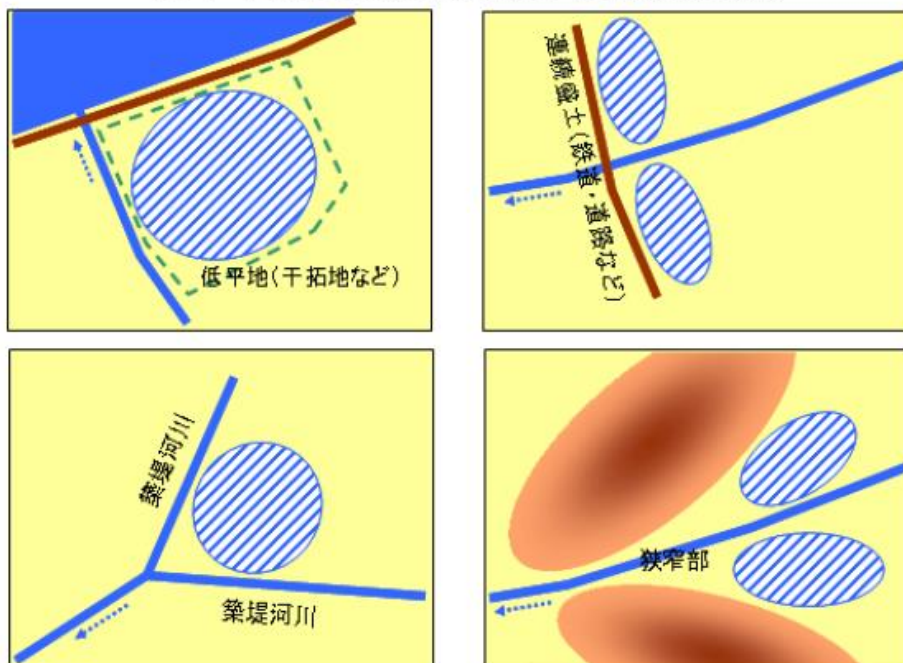
➤ 市町が公表している災害関連資料、ホームページ等

➤ 地元住民からの聞き込み 等

- あわせて、⑤地形図等による集水地形の情報を調査することも重要です。

半永久的に水害リスクが残る個所

（内水・外水に関係なく氾濫水が集まる場所）



開発行為に関する技術基準 第13章

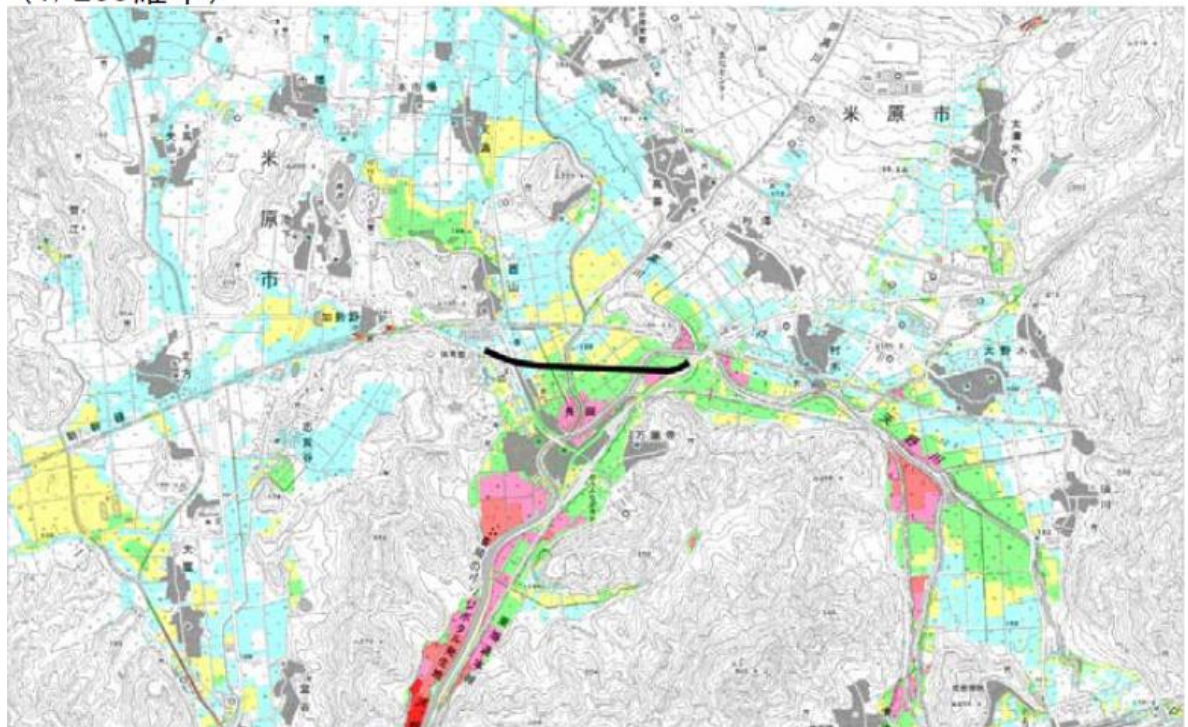
平成22年4月 滋賀県住宅課

- 調査した結果は、浸水リスク図上に道路計画法線を明示する方法等により、判りやすくとりまとめることとします。

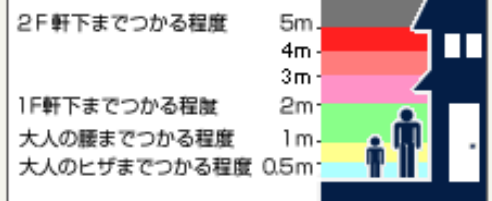
＜資料整理のイメージ＞

（例）地先の安全度マップ（最大浸水深図 1/200）県道大野木志賀谷長浜線（米原市長岡地先）の道路路線を明示したもの

（1/200確率）



大雨が降った場合に想定される浸水深さ



出典 滋賀県防災情報マップ

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

4章 盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価の技術的基準

3章の調査を踏まえ、氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないかどうか予測評価を行うこと。

具体的には、「地先の安全度」を用いて、当該盛土構造物の設置等の前後の想定浸水深を予測し、著しい浸水被害が生じないかどうかを評価することとする。

① 大規模な盛土構造物の定義

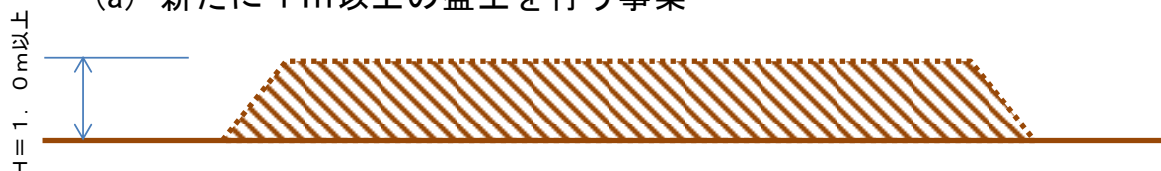
以下を基本とする。

- 高さ1 m以上の盛土等構造物が50m以上連続するもの。ただし、前述の規模未満の盛土構造物の設置等により著しい浸水被害が生じるおそれのある場合は、この限りではない。
- 高さ1 m以上の既存盛土等構造物を拡幅する場合は、大規模な盛土構造物の設置等にはあたらないものとする。既存盛土を拡幅する事業や嵩上げする事業等、疑義がある場合は、流域治水政策室に協議のこと。

解説

大規模な盛土構造物に該当する具体的な事業の例は次のとおりです。

(a) 新たに1 m以上の盛土を行う事業



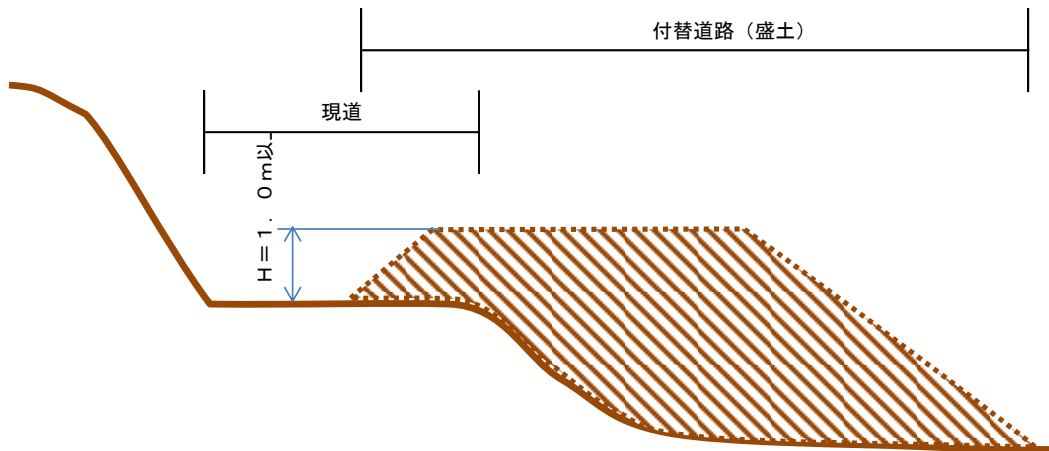
(b) 既設道路に新たに1 m以上の盛土を行う事業



(c) 既設道路高が1m未満の道路に盛土を行い、全高が1 m以上となる事業

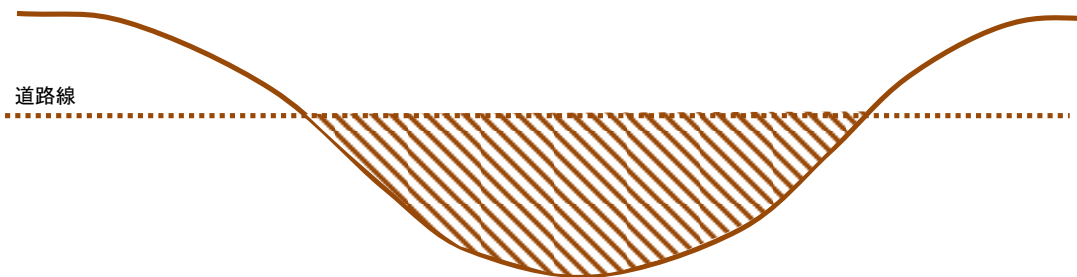


(d) (山間部) 下図のような新たに盛土を行う事業



(e) ただし書きの想定例 谷部等で盛土を行う事業 (下図は縦断図)

例えば、山間部の谷部、築堤河川と築堤河川の間などを盛土で囲うこととなる場合



※本ガイドラインの適用を省略することができる場合

高さ1m以上の既存盛土等構造物を拡幅する場合は、大規模な盛土構造物の設置等にはあたらないものとし、本ガイドラインの適用を省略することができる。

【理由】

1. 既存盛土高が 1 m 以上のものは、氾濫流を遮る壁としてモデル表現済みであるため。
2. 拡幅事業の前後において、浸水リスクの変化は少ないと考えられるため。



(参考) 数値基準の考え方

- 「盛土等構造物の高さが 1 m 以上」とした理由

現在滋賀県が作成公表している「地先の安全度マップ」において、盛土部は、盛土高さが 1

m 程度以上のものを抽出し、氾濫流を遮る壁としてモデル表現しており、このモデル作成時の考え方に準拠することとしたものです。

なお、盛土の中にある構造物開口部（ボックスカルバート等）は、幅・高さを考慮し、開口部の大きさに応じて、氾濫流が盛土部を通過するようモデルを設定しています。

➤ 「盛土等構造物の延長が 50m 以上」とした理由

「地先の安全度マップ」作成に使用した地盤高データは、50m メッシュ標高としており、このモデル作成時の精度に準拠することとしたものです。

なお、50m メッシュ標高の作成手順は次のとおりです。

1. 平成 18 年度に近畿地方整備局が実施した航空レーザ測量結果（レーザプロファイラデータ）（以下、近畿地整 LP。）より平面的に 2 ～ 3 m ごとに計測された地盤高データを整理する。
2. 家屋や樹木等の地物を除去した地盤の高さ（グラウンドレベル）を基本とし、さらに、河川や盛土等の氾濫流に影響の大きい連続的な構造物の高さを除いたデータを 50m メッシュ毎の平均値として算出する。
3. 数値地図の 50m メッシュ標高と合わせて氾濫解析用の地盤高としてモデル化する。

② 著しい浸水被害の定義

条例 25 条に規定する「著しい浸水被害」とは、次のとおり定義する。

- (A) 既存市街地において、当該盛土構造物の設置等により、新たに、10 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が 0.5m 以上となる区域が生じること。
- (B) 既存市街地において、当該盛土構造物の設置等により、新たに、200 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が 3.0m を超える区域が生じること。

なお、(A) (B) における「既存市街地」とは、次の I ～ V をいう。

- I. 「都市計画法第 7 条第 2 項に基づく市街化区域」
- II. 「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に基づく用途地域および同第 2 号に基づく特別用途地域」
- III. 「都市計画法第 12 条の 4 に基づく地区計画または集落地区計画の区域」
- IV. 「都市計画法第 34 条第 1 項 11 号及び 12 号に基づく区域」
- V. 「上記 I. から IV. 以外の区域（市街化調整区域・非線引都市計画区域・都市計画区域外）において、居住または業務の用に供する建築物が建築されている区域」

解説

- (A) の根拠 条例第 24 条第 1 項（区域区分に関する都市計画の決定または変更）
第 24 条 県は、都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第 18 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が 0.5 メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

- (B) の根拠 条例第 13 条第 1 項（浸水警戒区域の指定等）
第 13 条 知事は、200 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

(以下、滋賀県流域治水の推進に関する条例解説から抜粋)

具体的には、浸水警戒区域は、200 年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね 3mを超える土地の区域としています。これは、想定浸水深がおおむね 3mを超えると、一般的な平屋建ての住宅等においては、天井高さ以上まで水没し、人命被害が発生するおそれがあるためです。

③ 地先の安全度を用いた想定浸水深の予測方法

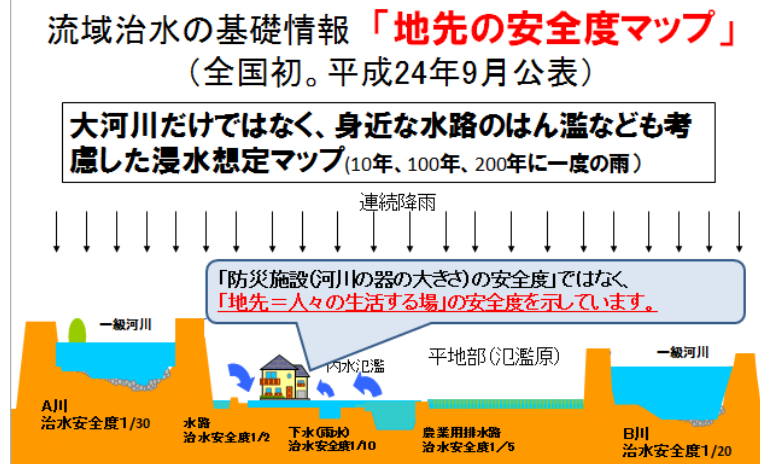
地先の安全度の解析条件は、下記のとおりとし、現状及び事業後の想定浸水深を予測することとする。

解説

- 地先の安全度とは、滋賀県が、身近な水路等の氾濫も考慮しどのくらいの水害リスクがあるのかをシミュレーションにより求めた指標です。地先の安全度マップとして公表しています。

滋賀県防災情報マップ <http://shiga-bousai.jp/dmap/>

- 地先の安全度は、盛土構造物の設置等によって、その周辺の地域における水害リスクの増減を評価することができます。詳細は、次のとおりです。



<地先の安全度マップ 解析条件>

(1) 計算範囲

県内の主要な氾濫域

(2) 河道・水路(雨水渠、農業排水路等)

県内の主要な一級河川

…近畿地整 LP から約 240 河川の縦横断図を作成。

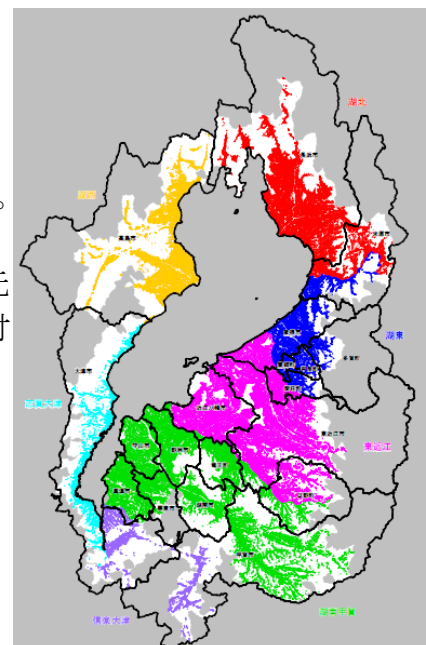
県内の主要な普通河川(雨水渠、農業排水路等)

…1/2, 500 地形図等により川幅及び勾配等の諸元を判読。また、市町河川・下水道担当、県農村振興課等から資料収集し、排水諸元を設定

(3) 地盤・盛土(氾濫計算)

地盤…50m メッシュ地盤高データ(近畿地整 LP)を基本に作成

盛土…比高差 1m 以上のラインデータ(近畿地整 LP)を基本に作成

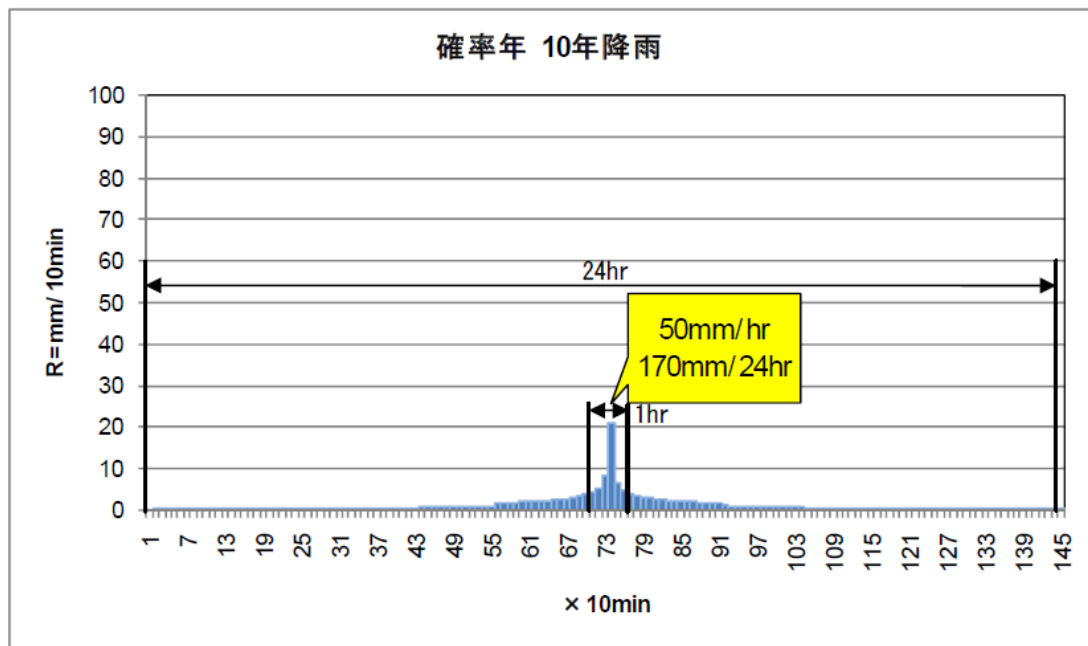


(地先の安全度マップ構築時の圏域分割図)

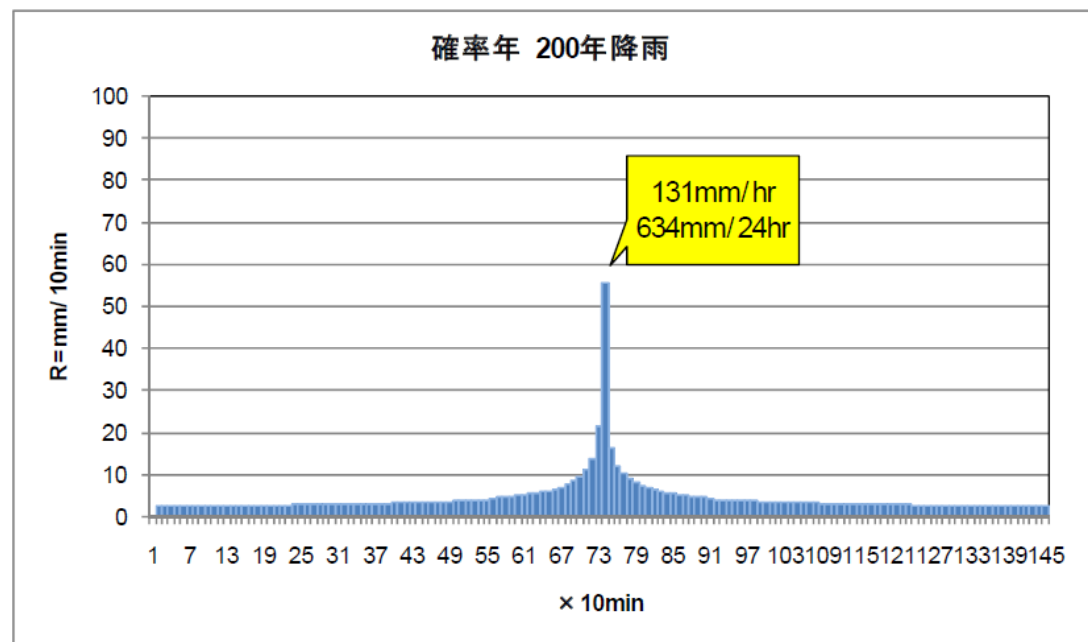
(4) 外力（氾濫計算）

滋賀県雨量強度式から中央集中型ハイエトグラフ作成（年超過確率 10 年, 200 年）

(a) 10 年確率モデル降雨



(b) 200 年確率モデル降雨



(5) 解析方法

対象流域の雨水を対象に、地形や盛土構造物に沿って集水され、河川・水路に排水、河川や水路から氾濫するといった過程をシミュレーションするため、1. 流出域（山地部）、2. 河道域（河川・洪水調節施設・水路）、3. 氾濫域（堤内地）の3つのステージでモデルを構成する。3つのステージにおける水の流れを統合し表現したもの「統合型水理モデル」と称しています。

1. 流出域（山地部）の解析

上流部に大きな山地流域を持つ河川については、流出域からの流量（流量の時間的変化：ハイドログラフ）を流出解析（合成合理式等）により算出する。算出した流量は「②河道域」の上流端（河川の氾濫原を流下する区間の上流端）に与える。なお、流出域（山地部）については、氾濫計算の対象から除外する。

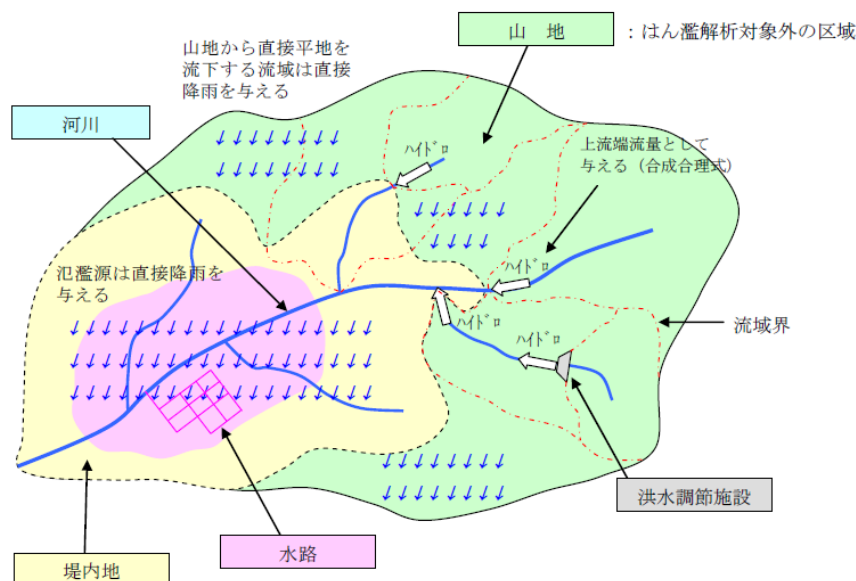
2. 河道域（河川・水路等）の解析

河川のうち、氾濫原を流れる河道断面データの測量されている区間は、上下流方向の流量・水位の伝播（時間的変化）を解析するため、一次元不定流モデルを構築する。

また、越水する場合、解析水位と堤防高等の比較により「3. 氾濫原」への氾濫量（もしくは河川へ復する量）を越流公式により算出する。なお、築堤区間は越水してすぐに破堤開始し、1時間後に終局状態になると想定している。破堤幅・破堤高さは、浸水想定区域図と同様に、「氾濫シミュレーションマニュアル(案)（平成8年2月土木研究所資料第3400号）」に従った。

また、洪水調節施設については、操作規則に基づく洪水調節計算を行うものとする。

河道断面データが測量されていない区間、農業用排水路・下水道雨水排水路等のうち比較的大きい幹線水路での流量の下流への伝播を解析するため、水路幅を指標に、等流モデルを構築する。



3. 氾濫域（堤内地）の解析

現況における堤内地に拡散する氾濫水を解析するため、地盤高データ（50mメッシュデータ）、盛土ラインデータ、開口部諸元等を考慮した平面二次元不定流モデルを構築する。洪水流量は河道域からの氾濫と堤内地への降雨により発生するものとする。

下水道（雨水）の整備、及びほ場整備済みの区域については、整備区域に該当するメッシュから、下水道（雨水）整備・ほ場整備で対象とする計画降雨を控除し、控除分を下流で隣接している河川に受け渡す。

当該盛土構造物の設置等を行う場合の解析は、盛土計画諸元に基づき、当該地点の盛土ラインデータ、開口部諸元等を設定する。

なお、本ガイドラインを適用する時点において、当該盛土構造物の設置等を行う地点が、「地先の安全度マップ」のモデルにおいて「流出域（山地部）」の氾濫解析対象外となっている場合は、想定浸水深の予測方法等について、流域治水政策室に問い合わせること。

(6) 堤防決壊条件

堤防決壊条件は、次に示す3つの条件とする。

- (a) 無破堤：越水しても決壊しないケース
- (b) 越水破堤：越水した時点で決壊するケース
- (c) H. W. L. 破堤（天端高一余裕高）：計画高水位を超えた時点で決壊するケース

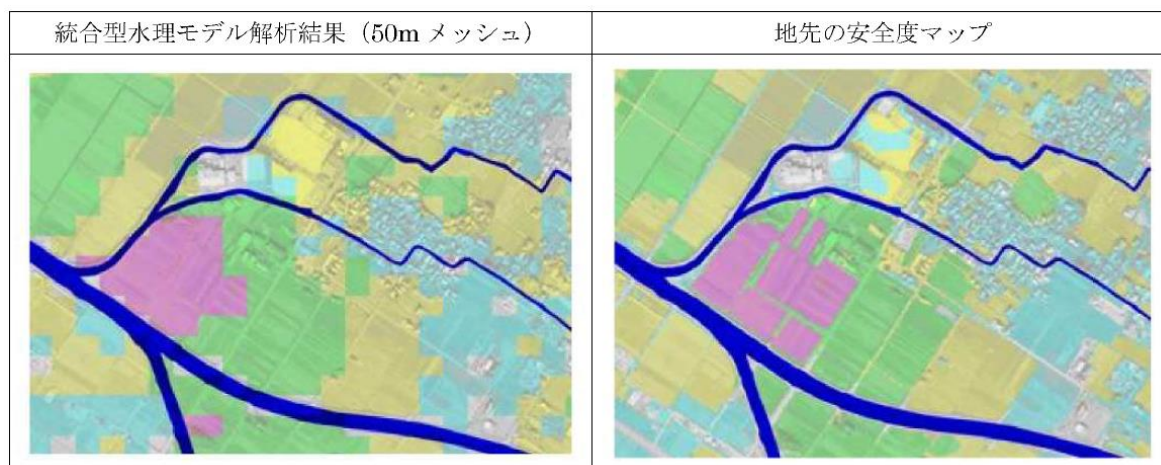
※全国的な統計によると、

- (a) 堤防を越水しても決壊しない事例が多数報告されていること、
- (b) 堤防が決壊する要因の約75%が越水によるものであること、
- (c) 滋賀県内の多くの河川では計画高水位以下まで護岸が施工されてきたことを踏まえ、(a) (b) (c)の3ケースを想定し解析する。任意の地点の想定水位はこれら3ケースを重ね合わせた最大値とし、マップを作成する。

(7) 想定浸水深の算出方法

地先の安全度マップは、統合型水理モデルにより解析された滋賀県の主要氾濫原における浸水の時空間分布を 50m メッシュの精度で解析し、その結果を基に微地形 (5m メッシュ) と照らし合わせ、より実地形に近い想定浸水深を表示したものである。

想定浸水深の計算は、5m メッシュ精度で水の流れを解析するには膨大な計算量となるため、まず 50m メッシュの精度で水の流れを解析し、次いでその結果を 5m メッシュの微地形データを用いて想定浸水深を算出することとしている。



①統合型水理モデルの作成

航空レーザ測量データ (LP) より、50m メッシュの地盤高作成

②統合型水理モデルによる解析

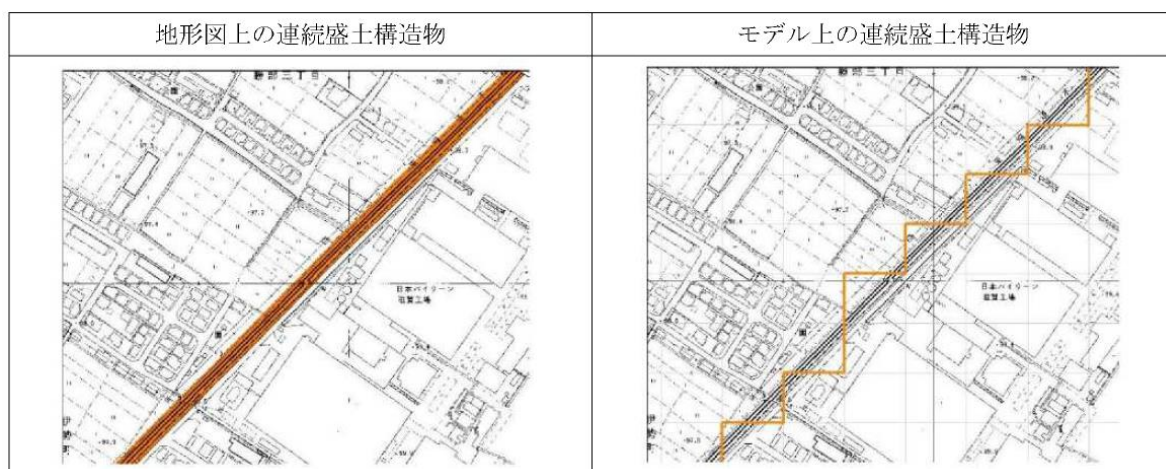
50m メッシュの精度で水の流れを解析

③想定浸水深の算出

②の結果をもとに、5m メッシュの微地形データを用いて想定浸水深を算出

(8) 統合型水理モデルにおける道路盛土等の連続盛土の表現

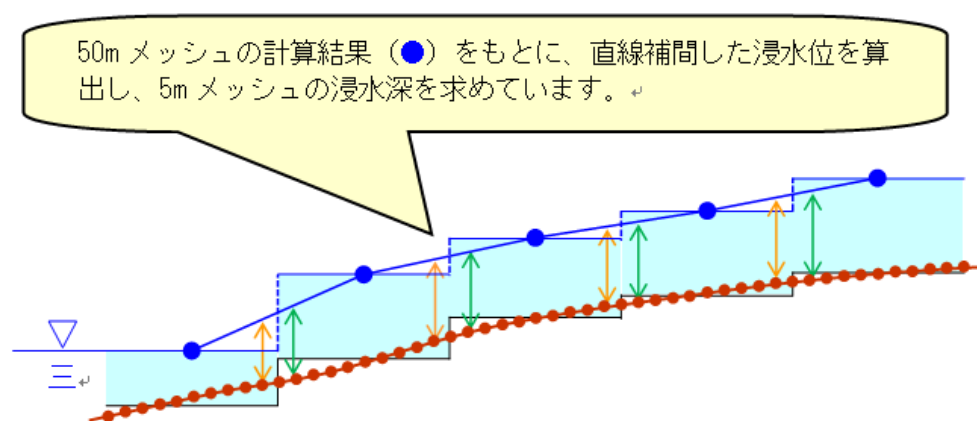
道路盛土等の連続盛土は、50mメッシュの辺上に、盛土の高さ（標高）を持った壁としてモデル化するものとしている。平面的には、次のような表現としている。



(9) 50mメッシュの精度で水の流れを解析し、次いでその結果を 5mメッシュの微地形データを用いて想定浸水深を算出する具体的方法

統合型水理モデルでは、50mメッシュの精度で水の流れを解析することとしているため、緩勾配エリアでは、水面が階段状となり、実地形に沿った流れとは異なってくる。

このため、メッシュ中心部をメッシュの代表点とし、メッシュ間の計算水位を直線補間することで、実地形に沿った水面勾配を推定している。



(10) 連続盛土構造物周辺の想定浸水深の実地形への反映

統合型水理モデルでは、地形を 50m メッシュで表現しており、連続盛土構造物はメッシュの辺に配置している。

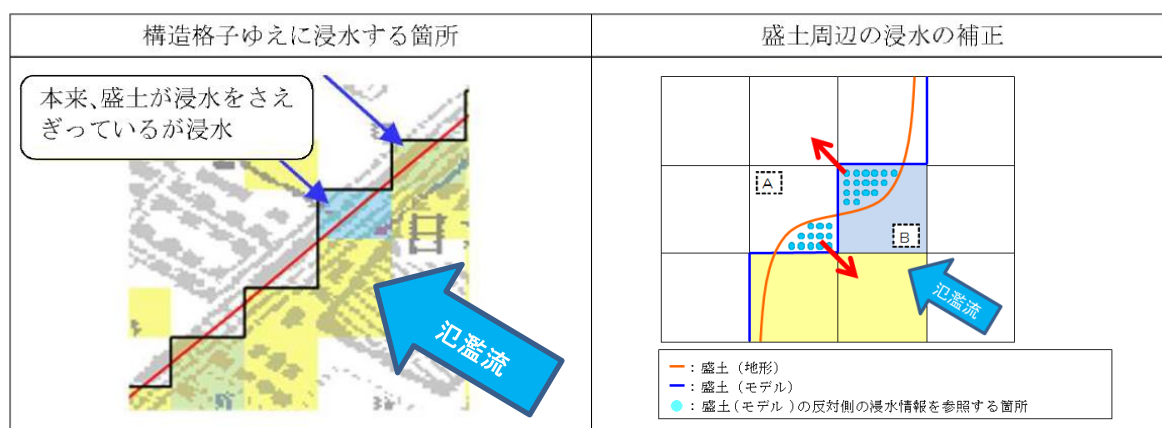
このため、連続盛土構造物としてモデル化した周辺は、実地形と異なる浸水の表現となる場合があり、計算で求めた想定浸水深の数値を考察する必要がある。

例えば、

(a) 計算メッシュごとの想定浸水深を表示した図面に、盛土計画幅を重ね合わせて、当該箇所の想定浸水深を設定する（これは、モデルでは盛土は「辺＝線」で表現しているが、盛土幅＝「面」で表現し評価することを意味する）

(b) 盛土モデルの上流側と下流側の計算結果に着目し、盛土モデルの反対側の想定水位を参照する

ことにより、想定浸水深を設定する方法が挙げられる。



(参考 地先の安全度の解析条件 滋賀県流域治水政策室 HP)

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/tisakinoanzendo/files/map_kaisekizyouken_1.pdf

④ 著しい浸水被害が生じないかどうかの評価方法

③の想定浸水深の予測値を踏まえ、次のとおり、著しい浸水被害が生じないかどうかを評価することとする。

- (ア) 計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深
- (イ) 計算メッシュごとの流向、流速を明示した資料
- (ウ) 計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深の変化量
- (エ) 既存市街地における盛土等の実施前後の想定浸水深及びその区域
- (オ) 著しい浸水被害の定義に照らした判定

解説

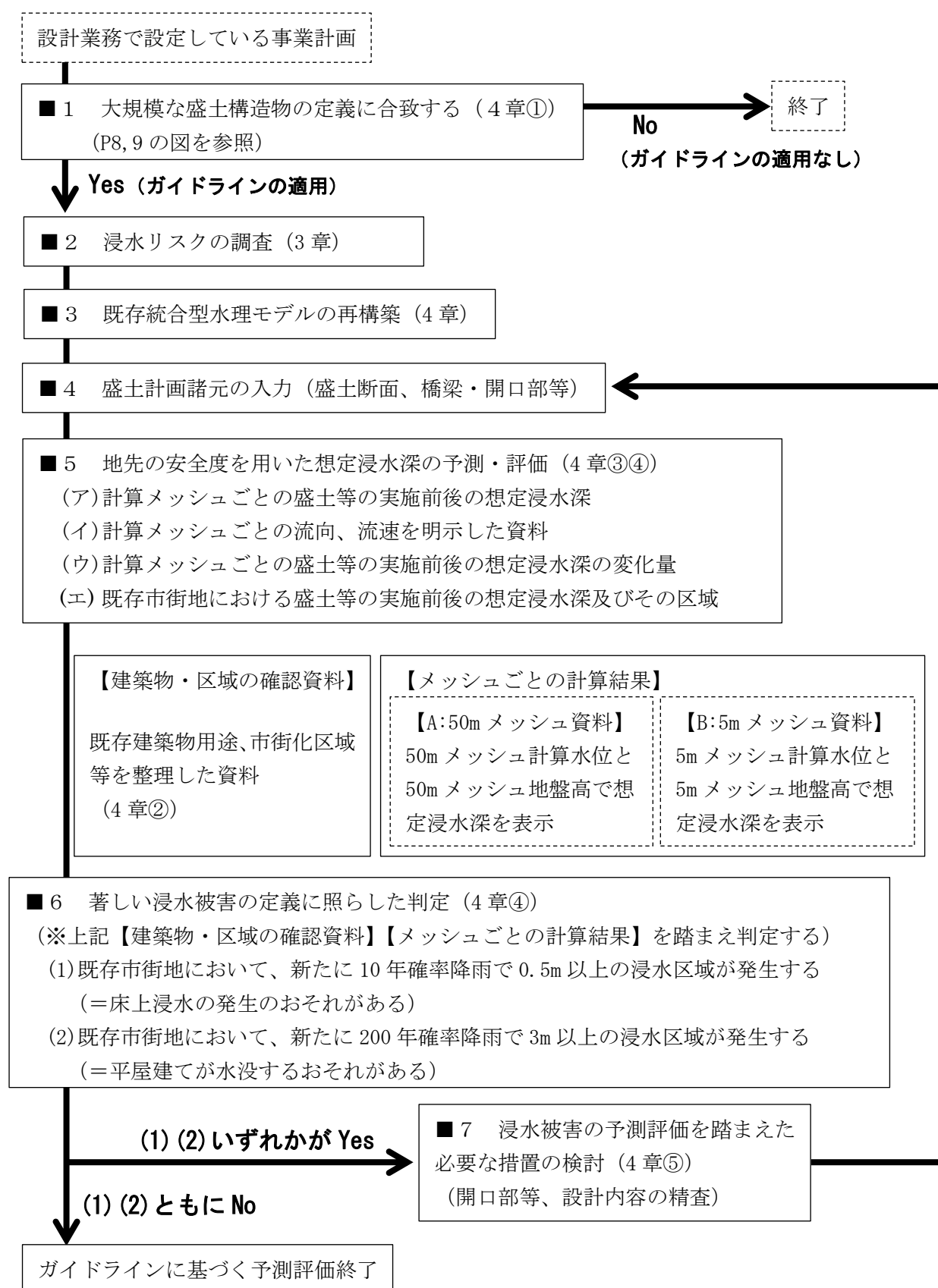
- 想定浸水深の予測値を踏まえ、著しい浸水被害が生じないかどうかを(ア)～(オ)により評価することとします。
- 大規模な盛土構造物の設置等をしようとする者は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、本ガイドラインによる検討結果を説明等に用いるものとします。

⑤ 浸水被害の予測評価を踏まえた必要な措置の検討

④の予測評価を踏まえ、著しい浸水被害が生じると判断される場合は、著しい浸水被害が生じないよう、当該地点の盛土計画諸元（盛土高さ、開口部諸元等）を再設定し、見直すこと。

この場合においても、諸元見直し後における条件にて、④の予測評価を実施し、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないことを確認することとする。

<盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価のフロー>



※本ガイドラインによる検討結果は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、説明等に用いるものとする。

5章 手続き規定

事業者が、条例第 25 条第 1 項に基づき、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮した内容は、関係図書を添えて、滋賀県知事あて（事務取扱：土木交通部流域治水政策室）書面により協議を行うものとする。

知事は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、条例第 25 条第 2 項に基づき、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。

解説

- 協議に必要な書面は、次のとおりとします。

① 協議文書（別添様式参照）

② 関係図書

1. チェックリスト（別添様式参照）
2. 事業計画図（平面図、縦断図、標準横断図、主要構造図等）
3. 地先の安全度マップ（最大浸水深図 1/10, 1/200 の確率降雨）に事業計画路線を明示した図面
4. 盛土等の実施前後の想定浸水深予測評価資料
 - （ア）計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深
 - （イ）計算メッシュごとの流向、流速を明示した資料
 - （ウ）計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深の変化量
 - （エ）既存市街地における盛土等の実施前後の想定浸水深
 - （オ）著しい浸水被害の定義に照らした判定結果
5. 上記 4. の予測評価を行った際の詳細資料
※巻末に、上記の関係図書の見本を添付

- 協議の流れは、次のとおりとします。

道路・鉄道等事業者 (国、県、市町、民間)	知事 (土木事務所長) ※窓口は、水害に強い地域づくり協議会を所掌する機関	知事 (土木交通部 流域治水政策室長)
往) 協議文書作成 → 提出 →	概要確認 → 副申 →	協議 → 協議完了
		↓
復) 協議回答文書(A) 保存	← 経由 ※土木事務所長は A の写しを保管	← 協議回答文書(A) の交付 ※必要に応じて、条例 25 条第 2 項に基づき「必要な措置を講ずることを求める」意見を付す。

注) 水害に強い地域づくり協議会とは、流域治水の推進に関する条例第 33 条に基づく組織

- 協議の標準処理期間

協議の申請があった日から30日以内とします。

なお、書類の不備を補正する必要がある場合は、それに必要な期間を処理期間から除きます。

協議文（案）

番号

令和●●年(20●●年)●月●日

滋賀県知事 様

(経由 所管土木事務所長)

(協議先 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室長)

事業主 (住所)

(氏名)

流域治水の推進に関する条例第 25 条第 1 項の規定に関する協議について

流域治水の推進に関する条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、今般計画している盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しましたので、関係図書を添えて協議します。

記

1	路線名、事業名	県道 ●●●●線 道路改良事業
2	工区名	●●バイパス工区
3	起点地先名～終点地先名	●●市●● ～ ●●市●●
4	工区延長	●km
5	盛土等の区分、規模	設置・改変・撤去（該当するものに○） 高さ最大●m

著しい浸水被害が生じないよう配慮した事項 【事業主記載欄】	(例) ☐ 盛土等の実施前後の想定浸水深を評価し、盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないことを確認しました。 ・具体的な配慮事項は、次のとおり。 ☐ 河川管理施設等構造令に適合した橋梁等の設置 ☐ 既存排水路の機能を確保するための排水路の設置 ☐ 氾濫流の滞留を回避するための避溢橋等の設置 ☐ その他 ()
---	--

(担当者 所属・職氏名・連絡先 電話番号)

チェックリスト 様式

【流域治水の推進に関する条例第25条に係る盛土構造物ガイドライン チェックリスト】			
【道路計画に関する図面の有無】			
	☐	1	事業計画平面図
	☐	2	縦断図
	☐	3	横断図
	☐	4	盛土断面図
	☐	5	河川・水路横過構造物の構造図(通水断面がわかるもの)
【ガイドラインに基づく資料】			
4章①	☐	1	大規模盛土構造物に該当するか 高さ1m以上の盛土等構造物が50m以上連続する
3章	☐	2	浸水リスクの調査
3章	☐	-1	地先の安全度マップ(最大浸水深図1/10,1/200)に事業計画法線を明示
3章	☐	-2	浸水想定区域図
3章	☐	-3	琵琶湖浸水想定区域図
3章	☐	-4	過去の災害履歴
3章	☐	-5	地形図等による集水地形の情報
		5	地先の安全度を用いた想定浸水深の予測・評価
		A)	50mメッシュ資料
4章③④	☐	ア	計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深
4章③④	☐	イ	計算メッシュごとの流向、流速を明示した資料
4章③④	☐	ウ	計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深の変化量
4章③④	☐	エ	既存市街地における盛土等の実施前後の想定浸水深
		B)	5mメッシュ資料
4章③④	☐	ア	計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深
4章③④	☐	ウ	計算メッシュごとの盛土等の実施前後の想定浸水深の変化量
4章③④	☐	エ	既存市街地における盛土等の実施前後の想定浸水深
		C)	既存市街地(4章②)の内容を整理した資料
4章②	☐	-1	市街化区域、用途区域等を明示した図面
4章②	☐	-2	既存建築物を明示した図面
4章④	☐	6	著しい浸水被害の定義に照らした判定結果 著しい浸水被害は生じない